

平成30年4月24日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 平成30年4月24日(火)
午後1時30分
- 2 閉会の日時 平成30年4月24日(火)
午後3時18分
- 3 招集の場所 福知山市役所6階 601会議室
- 4 出席委員の氏名 端野 学
倉橋 徳彦
塩見 佳扶子
和田 大顕
大槻 豊子
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教育部長 田中 悟
教育委員会事務局理事 森山 真
次長兼教育総務課長 藤田 一樹
教育総務課担当課長 貴田 直子
次長兼学校教育課長 小田 浩二
学校給食センター所長 外賀 眞二
次長兼生涯学習課長 崎山 正人
中央公民館長 佐々木 和美
図書館長 浅田 久子
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
次長兼教育総務課長 藤田 一樹

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第1号 原案どおり可決、承認

議第2号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議録調製者 教育部長

教育委員会会議録

1 開会

端野教育長が開会を宣告。

2 自己紹介

4月1日付

(1) 人事異動に伴う教育委員会の新たな職員の紹介

(2) 事務の補助執行に伴う職員の紹介

端野教育長 次に、現在のところはありませんが、傍聴人から傍聴の申請がありましたら許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 許可をさせていただきます。

3 前回会議録の承認

端野教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

4 教育長報告の要旨

端野教育長から以下の報告がありました。

(1) 平成30年度 運営方針

ア 構想

「国づくりの根本は、よき国民を育てること。」「人づくりによる町づくり」

(ア) 次代を背負うべき子どもたちへの教育を重視する為に

a 教育指導の理念を確立する。

b 立派な教師を得る。(育てる。)

c よい環境をつくる。

「子どもの将来を見据えて、子どもたちが学びあい、家庭や地域が学びを支え、教師が学びを創り、市が学びを応援し、市の子どもは市が育て上げる。」

(イ) 「今 教育委員会に何が出来るか。」「何をしなければならないか。」

次期学習指導要領の実施に向け、外国語、道徳、プログラミング教育等々、前倒しの内容等が盛り込まれ、教育界にも大きな変化が起こっている。この変化にも期待するが、その実施に際しての諸準備、環境整備がないまま、学校の創意工夫や教員のひたむきな努力に委ねられることのないように。

(2) 目標ならびに運営方針

ア 《目標》

(ア) 福知山市立学校改革推進プログラム→「後期計画」の実現

(イ) 次期学習指導要領改訂への対応→「趣旨理解」「移行と先行実施」「充実」

(ウ) 働き方改革の実現→ねらいの共通理解「教育指導の資の向上」

「勤務時間の把握・改善」「業務の効率化・効果」

(エ) 福知山市組織機構の改編への対応→「実施・評価・改善」「検証」

(オ) 「地域に開かれた教育課程」→「家庭教育」支援と「地域社会」と連携
「学校運営協議会」「コミュニティ・スクール」美河小学校

(カ) 市立学校・園の教職員の資質向上→「人材育成」→「研修」と「ふれあい」

(キ) 「安心・安全」の確保、並びに「望ましい教育環境」への整備

イ 《運営方針》

(ア) 現場主義の教育委員会

「四ゲン主義」→「現場」に出て「現物」と「現象」を見て「原因」を分析し、その上で意思決定する。

(イ) 次の人事構想や予算編成は当初から始まる。

(ウ) 市立学校・園とは、密な関係を築く。(園長会、校長会との懇談会)

(エ) 事務局内では、十分な連絡を取り合う。→横を貫く「次長」職
市長部局との連携

(オ) 人材育成をする。→このことは「管理職の大事な仕事」

(カ) 効果的な学校訪問実施→「学校経営・人事」面「教育指導」面
「施設設備面」「修理修繕」

(キ) 接遇→「電話」「来庁者」等への対応

拡大事務局会議、指導主事会議等々、年度初めの会議において、本年度お願いしたことを、書いております。構想として、1点目「国づくりの根本は、よき国民を育てること」「人づくりによる町づくり」ということを基本として、次代を背負うべき子どもたちへの教育を重視するため、府の重点、市の重点、また新しい教科や時間等「教育指導の理念を確立する」ということ、人材育成が叫ばれているなか「立派な教師を育てる」ということ、教師も環境になると思いますが、教育環境、施設設備も含め「よい環境をつくる」ということの3点を大きな柱として大事にし、子どもの将来を見据えて、子どもたちが学び合い、家庭、地域が学びを支え、教師が学びをつくり、市が学びを応援し、市の子どもは市が育て上げるとして、それ以外の気構え、余りにも大上段に振りかぶり過ぎた部分もあるかもわかりませんが、構想としてはそのような思いでいます。

2点目「今、教育委員会が何をしなければならないのか、また、何ができるのか」このあたりを十分に考え、次期学習指導要領実施に向け、外国語、道徳、プログラミング教育等々、前倒しの内容等が盛り込まれた中で、教育界にも大きな変化が起こっています。そういった中で、この変化に期待するけれども、実施に対しての準備、環境整備がないまま、学校の創意工夫や教員のひたむきな努力にゆだねることだけにならないように、教育委員会の責任も果たしていきたいという思いでおります。

目標として、1点目、3年目となります福知山市立学校改革推進プログラム後期計画を実現させる。

2点目、次期学習指導要領改訂への対応として、教職員が趣旨理解を十分にし、移行や先行実施の部分がありますので、落とし物、忘れ物がないよう、移行を完全にします。

3点目、働き方改革の実現として、後で報告がありますが、働き方改革の狙い、趣旨をきちんと理解するというので、これはあくまでも教育指導の質の向上にあります。京都府の橋本教育長のメッセージの中で「はつらつとした、さっそうとした教員、そういう姿が子どもたちの前になければならない」とありますので、眠気や疲れがたまり、疲れ切った教師が子どもの前に立つよりも、はつらつと、さっそうとした姿で、子どもの指導に当たってほしいというのが、働き方改革の趣旨のもと

ですから「超勤をしない」「働き方改革で早く帰るように」など、なぜ、そのように言うのかということをごきちんと理解する必要があるということです。

4点目、市の組織機構の改編への対応として、先ほど、自己紹介をされましたが、幼稚園、人権教育係、文化財保護係が、市長部局となりましたので、実施された評価・改善・検証も、今後、きちんと見ていく必要があると思っております。

5点目、地域に開かれた教育課程として、家庭教育支援と地域社会との連携とあり、具体的に言いますと、学校運営協議会の設置、コミュニティ・スクールと理解しています。本市においては、美河小学校を本年度も指定するという事で、条例等も若干、変えた部分があります。それに従いまして、お世話になる委員の皆様方についても、また学校の取り組みについても、改善を加えた中で、地域に開かれた教育課程を編成していくということです。

6点目、市立学校・園の教職員の資質向上、人材育成については、研修ということですが、そこには「ふれあい」も大事ということで「ふれあい」と書いております。

7点目、安心・安全の確保、並びに望ましい教育環境への整備としては、先ほど申し上げたとおりです。

目標を7点掲げ、その運営方針として、1点目、昨年度と同様に、現場に出て、現物と現象を見て、原因を分析した上で意思決定をするといった現場主義ということ。

2点目、人事構想や予算編成については、年度当初から計画的に進めるということ。

3点目、市立学校・園とは、密な関係を築くということで、特に幼稚園については、市長部局になりましたので、教育委員会とのつながりというのは、日々の園の運営や教育内容から言いますと、当然つながっておりますので、この関係は続けるということ。

4点目、事務局内では、十分な連絡を取り合うとして、事務局には、次長職が3名おりますが、横のつながり、横を貫くという意味をお願いしたところです。当然、市長部局との連携も大事にしたいということ。

5点目、人材育成をするとして、人材の育成については、管理職の大事な仕事とするということ。

6点目、効果的な学校訪問の実施として、指導主事の訪問もあれば、施設設備面の訪問、人事にかかわる学校運営での訪問もありますので、効果的な学校訪問をしたいということ。

7点目、接遇として、6階におみえになる方々、また、こちらから訪問する場合等についての電話や来庁者等への対応については、社会人としてきちんとしていくということです。

(3) 計画と内容

ア 研究指定等の実践

(ア) (府) 学力向上システム開発校 (1年次)

南陵中学校

(イ) 府小学校教育研究会特別活動部研究協力校 (2年次)

修斉小学校 平成29、30、31年

(ウ) 府学校給食研究大会 発表 11月9日

日新中学校 平成29、30年

(エ) 府小学校教育研究会家庭科研究部と全国大会

惇明小学校、昭和小学校 平成32、33、34年

(オ) 府図書館教育研究大会 発表

遷喬小学校、附属中学校、福知山高校 10月22日

(カ) 中丹マイスクールデザイン校

複数校

(キ) (文) 教育特例校「英会話コミュニケーション科」

夜久野学園

(ク) (市) コミュニティ・スクール

美河小学校

イ 学校教育振興会の運営

(ア) 研究団体(組織)としての取組

(イ) 次期学習指導要領改定への対応→移行と先行実施、指導と評価

(ウ) 教科書採択→小学校「全教科」、中学校「道徳科」事務局は福知山市

ウ 教育実践論文「けやき賞」の充実→「人材育成」「教育効果」「発信」

エ 「学校教育フェスティバル」の開催

(公開による周知、啓発による理解・協力)

オ 次期学習指導要領の実施に向けて

(ア) プログラミング教育の試行→「プログラミング教育開発推進委員会」

指導者 浅井和行 京都教育大学教授

(イ) カリキュラムマネジメントの実施→指導計画や時程表の作成

(ウ) 特色ある学校づくり→「社会に開かれた教育課程」

学校運営協議会の設置 コミュニティ・スクール 美河小学校

(エ) 移行措置並びに移行期間の学習指導について

a 小学校 平成30年4月1日～平成32年3月31日

b 中学校 平成30年4月1日～平成33年3月31日

学習指導要領の特例

カ 放課後児童クラブ運営の充実

(ア) 趣旨 「仕事と生活の両立」「安心・安全」「居場所の確保」による健全育成

(イ) 大切にすること

a 安全の確保をする。→「遊び」「保護者への引き渡し」

b 「きまり」や「約束」は必ず守らせる。

c 人権に配慮した指導をする。→「仲良く」「思いやり」「言葉遣い」

d 自主性を育てる。

(ウ) 目標

a あいさつをする。

b 整理整頓をする。

c 話をしっかり聞く。

d 静かに学習する。

キ 「地域未来塾」の拡充

(ア) 全中学校9校で開講

(イ) コーディネーター四人制

ク 人材育成

(ア) 研修・研究活動を通じて(研究指定、派遣、学校教育振興会等)

(イ) 人材育成グループの取組(校長会)

(ウ) 初任者研修、指導教員、教育・事務メンター

(エ) 学校訪問

(オ) 研修修了者の活用方法

※事務局内の人材育成も同様

計画内容について、1点目、研究指定等が、今後、新たに起こってくる部分があると思いますが、現時点では、資料にあるとおりになります。

その中で、府小学校教育研究会家庭科研究部と全国大会について、平成34年が本番ですが、早いうちに整えなければ、開催が出来るということになりますので、

既にその準備、段取りが始まっています。

2点目、学校教育振興会の運営として、研究団体（組織）として、今に合った課題等の解決、解消ということを含め、若干の改善をしていかなければならないといった話も聞いております。そのあたりの動きが、今後、出てくるかもわかりません。当然、研究団体ですので、学習指導要領の改訂への対応、教科書採択にかかわっての協力依頼等も恐らく出てくるだろうと思っています。

3点目、教育実践論文「けやき賞」、4点目、学校教育フェスティバルについては、両方とも人材育成、また、福知山市教育の啓発という中身で、本年度も続けて実施をする予定です。

5点目、次期学習指導要領の実施に向け、「プログラミング教育の試行」とありますが、京都教育大学副学長の浅井教授に、プログラミング教育開発推進委員会において、特に、指導者に対する研修、講習等をお世話になるということで、スタートを切りました。国の動き等も十分に出ていない状況ですが、そのあたりの情報も得ながら、福知山市のプログラミング教育がどうあるべきか、といったことの研修を重ねていく方向です。全面実施になった段階では、福知山市のプログラミング教育の指導計画、内容といったものが、ほぼ完成している状況にしたいという段階です。

「カリキュラムマネジメントの実施」について、年間指導計画、週時程、最大をとりまして、週30コマしかないわけですが、それ以上の時間も必要になってきます。けれども、そんなことはできませんので、どのように計画をしたらよいか、そのあたりのマネジメントが学校には要請されます。特に、移行期間等でしっかり完成し、本格実施の段階で無理にならないよう、持続可能な教育課程を編成していくこととなります。

「特色ある学校づくり」について、社会に開かれた教育課程とありますが、先ほど申しあげました学校運営協議会やコミュニティ・スクールになります。

「移行措置並びに移行期間の学習指導について」不安も若干あります。小学校は、平成30年4月1日から平成32年3月31日まで、中学校は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間で、特例として、学習指導要領を徐々に変えていくといった手順があります。例えば、3年生で教えていたものが4年生に、また、高学年で教えていたものが、中学校へといった中身もありますので、その指導落とし、忘れ物がないよう、移行措置をとっていくことが必要になります。

特例の中身につきましては、ここにはありませんが、細かなことが書かれており、それに従いまして、学校が見落としのないように実施をしなければなりません。本年度については、中丹教育局や市の指導主事が、そのあたりも十分に見ながらの学校訪問になるのではないかと予想もしております。

6点目、放課後児童クラブ運営の充実について、昨年度と大きく変わったところはあります。「趣旨」「大切にすること」「目標」について、そういった形で指導員の方々にお世話になっております。放課後児童クラブには、約7割の児童が登録していることにつきましては、これまで報告させていただいたとおりでありますが、引き続きその中で実施をしていくということです。

7点目、地域未来塾の拡充について、本年度は全中学校で開講します。

コーディネーターにつきましては、塩見先生には引き続き、桃映中学校、南陵中学校、夜久野中学校を担当していただきます。藤原先生には、引き続き、日新中学校、三和中学校を担当していただきます。昨年度末、退職されました岩瀧先生には、成和中学校、六人部中学校を担当していただきます。少し前に退職されました大垣先生には、大江中学校、川口中学校を担当していただくということで、4名のコーディネーターの先生方にお世話になることになりました。1学期は主に準備、段取り、2学期から開講という予定でお世話になっております。

8点目、人材育成については、資料のとおりですが、既に長期研修に参加をされた

り、中央研修等の候補者等々、広い世界での研修をしていただく先生方もあれば、先ほど言いました学振や校内研といった形での人材育成等についても今後、進めていくことになります。

(4) 働き方改革に伴い

ア 運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）

平成30年3月

(ア)「適切な運営のための体制整備」

《運動部活動の方針の策定等》

- a 都道府県は、本ガイドラインに則り、運動部活動の活動時間及び休養日の設定、その他適切な運動部活動の取り組みに関する「運動部活動のあり方に関する方針」を策定する。
- b 市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本ガイドラインに則り、都道府県の「運動部活動のあり方に関する方針」を参考に「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。
- c 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時、場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- d 校長は、上記cの活動方針及び活動計画等を学校ホームページへの掲載等により公表する。

イ 「京都府部活動指導指針」 ※別紙

「福知山市の部活動指導指針」の策定 ※次回教育委員会議にて

ウ 平成30年度「教職員の早退勤デー」と「ノー部活デー（部活動休止日）」の実施について（通知） ※別紙

3月末に「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」が、スポーツ庁から出ました。これをもとに「京都府部活動指導指針」「福知山市の部活動指導指針」を策定し、各学校の指針も今後、出てきます。

スポーツ庁のガイドラインについては、資料にありますように、都道府県、市町村教育委員会、校長について、方針や公表をこういった形でといった中身になっています。福知山市の指針については、本日の会議にはありませんが、5月の会議で、見ていただくことになると思います。それらに従いまして、会議案50ページから53ページに「平成30年度教職員の早退勤デーとノー部活デーの実施について」また、54ページから63ページに「京都府部活動指導指針」がありますが、これらがそういったものです。市の早退勤デーやノー部活デーについて、昨年度は試行でしたが、本年度は4月から本格実施ということで、発送しております。根拠につきましては、スポーツ庁のガイドラインになります。

(5)「小学校のプログラミング教育の手引」

新学習指導要領全面実施時、小学校も必修となっているプログラミング教育に関して、文科省は授業への導入を解説した手引書を作成して、インターネット上で公開した。（平成30年4月）

解説書で例示している算数、理科、総合的な学習の時間について、それぞれ「正多角形」「電気の効率的な利用」「情報が日常生活や社会に与える影響を考える」に関して事例を示している。

国の動向がわからない状況でしたが、平成30年4月に「小学校のプログラミング教育の手引」が出ました。書かれていることについては、例えば、三角形の書き方

として、まっすぐいくらか進み、右に何度、また、いくらか進んで、右に何度として、正三角形を書くといった操作についてのプログラミングがひとつの具体例として出ています。今後、計画が進むなかで、順次改訂されていきますが、現在、文部科学省から、約40ページの手引書が第1版として出されています。

- (6) 京都府教育委員会 橋本幸三教育長あいさつ
(府内市町村教育委員会教育長会議) 4月20日
- ア 「新学習指導要領」実施への準備を万全に
英語科実施に向けた移行措置+15時間で十分か疑問
英語嫌いにならぬよう、校種間連携を十分に、考え議論する授業を
 - イ 「いじめ」対応について
子どもの居場所づくりを大切に
教職員の組織的対応を
法律や方針に則り対応する
力による指導では対応は不可能
将来の引きこもりを作ってしまうように
 - ウ 「働き方改革」について
教職員の勤務時間についての把握を最重視する
各市での部活動の指針の策定を
教職員一人ひとりが時間を意識して仕事をする
早く帰宅することへの評価も必要
校務支援システムの導入については、府がリードする
「コミュニティ・スクール」は、「設置すべし」が府の意である
現在増加中でもあり、地域へ協力、依頼する場合も重要
 - エ 「人材育成」について
指標に沿った研修の実施を（働き方との関係の上）
特別支援教育の専門性の充実に向けて→認定講習のすすめ
 - オ 不祥事の防止について
繰り返し啓発すること

京都府教育委員会の橋本幸三教育長のあいさつについて、4月20日に京都府の教育長会議があり、開会時に橋本教育長があいさつをされました。内容につきましては、大きく5点の柱であったと思いますので、御報告をいたします。

1点目は「新学習指導要領実施への準備を万全に」ということで、ひとつの具体例として、英語科の実施に向けた移行措置プラス15時間というので安心せず、全面実施になった場合、対応できるのかといった不安がありますので、その準備段階、移行措置段階から、学校では緊張感を持って準備を進め、英語嫌いにならないようにということでした。

2点目は「いじめ対応について」ということで、子どもの居場所づくりを大切に、教職員の組織的対応、また、法律や方針に則り対応していき、力による指導では、解決できませんので、将来のひきこもりをつくらないようにということです。

3点目は「働き方改革について」ということで、管理職や教育委員会は、教職員の勤務実態がどうであるかを確実に把握してほしいということですが、福知山市教育委員会においても、府立学校と同様に、タイムカード方式で把握するとして、予算の配分をいただいておりますので、今後、京都府との情報交換の中で進めていく予定にしております。その中で、早く帰宅することの評価も必要ではないかといった話もあります。教職員は時間を意識して仕事をしてほしいということです。

4点目は「人材育成について」ということで、京都府から指標が出ましたが、その指標に沿った研修等のあり方を、働き方との関係をよく考えながらしていく。また、

特別支援教育の専門性の充実に向け、認定講習等を受けるということで、市立学校においても、特別支援の免許を持った教職員の数が極端に少なく、学級担任であっても免許がないという状況にありますので、特別支援教育の専門性の充実に向けてお願いしたいということです。

5点目は「不祥事の防止」ということで、昨年度は、セクハラ等が非常に多発をしましたので、そのようなことがないよう繰り返し啓発をしてほしいということで、以上の5点の柱があいさつの内容でした。

資料に、本年度の中丹教育局管内各学校の管理職名簿と福知山市立学校・幼稚園一覧表がありますが、校長、教頭、事務、養護、教務または主幹等を入れておりますので、また、御覧ください。若干の変更があるかもわかりませんが、現時点ではそのようなところです。

以上5点報告しましたが、御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

端野教育長 それでは、次に議題に入ります。

5 議事

(1) 議第1号 (専決処分の承認について)

端野教育長 「専決第1号 地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則について(教育委員会規則)」「専決第2号 福知山市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則について(教育委員会規則)」「専決第3号 福知山市立幼稚園園則の一部を改正する規則について(教育委員会規則)」「専決第4号 福知山市教育委員会基本規則の一部を改正する規則について(教育委員会規則)」について、専決第1号から4号まで、あわせて説明をお願いします。

藤田次長兼教育総務課長 ～資料に基づき説明～

議第1号「専決処分の承認について」御説明いたします。

資料につきましては、会議案2ページから31ページまでとなります。

2ページを御覧ください。

本議案につきましては、先般の市議会の3月定例会に付議されておりました「福知山市事務分掌条例の一部を改正する条例」いわゆる機構改革の条例でございますが、条例改正案が3月28日に可決され、4月1日から施行されたこと、また幼稚園の薬剤師が未配置になっていたこと等によりまして、関連する規則の新規制定1件、一部改正3件、合わせて4件につきまして、福知山市教育委員会基本規則第8条の規定により、3月29日付で、専決処分により改正いたしましたので、御報告を申し上げ、承認を求めますのでございます。専決第1号から4号まで、順に説明をさせていただきますので、よろしく御願いいたします。

4ページを御覧ください。

専決第1号「地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」について御説明いたします。

趣旨としまして、第1条に、地方自治法第180条の7の規定に基

づき、福知山市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長と協議し、市長部局の職員に補助執行させることについての規定をしており、それに基づき、必要な事項を定めるものです。

必要な事項とは、教育委員会の権限に属するどの事務を市長部局の職員に補助執行させるのかということでございます。その事務を特定するため、この規則をつくるということが、位置づけでございます。第2条に、別表に定めるところによりとありますが、別表につきまして御説明いたします。

5ページを御覧ください。

地域振興部の職員に補助執行させる事務につきまして、1点目「人権教育に関すること（福知山市立学校における人権教育に関することを除く。）」とありますが、地域振興部人権推進室人権教育係で行います。なお、学校で行います人権教育につきましては、教育委員会ではできませんので、除くとしております。

2点目「文化財の保護に関すること」とありますが、地域振興部文化・スポーツ振興課文化財保護係で行います。

福祉保健部の職員に補助執行させる事務につきましては「幼稚園に関すること」とありますが、これは子ども政策室幼稚園係で行います。

今回の機構改革のひとつであります事務分掌の改正により、新しく制定する必要がありましたので、規則として制定いたしました。

7ページを御覧ください。

専決第2号「福知山市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

福知山市立学校に勤務する職員の職名及び補職名を規定しているもので、8ページにあります新旧対照表の（非常勤職員）欄に「福知山市立〇〇学校（幼稚園）学校医」「福知山市立〇〇学校（幼稚園）学校歯科医」の職名を定めておりますが、そこには「（幼稚園）」と記してございます。その下の「福知山市立〇〇学校薬剤師」には、

（幼稚園）と記しておりませんが、これは幼稚園には、薬剤師が未配置であったことから、このような職名になっておりました。今般、幼稚園に薬剤師を配置しましたので、学校医、学校歯科医と同様に、薬剤師につきましても「（幼稚園）」と明記したものでございます。

また、（常勤職員）欄の福知山市立幼稚園教諭の補職名につきまして「福知山市立〇〇幼稚園主任教諭」とありましたが、職名を「福知山市立幼稚園教頭」補職名を「福知山市立〇〇幼稚園教頭」に改めました。理由としましては、機構改革により、保育園と幼稚園は福祉保健部で担当しますので、混同を避けること、また、近隣市町におきまして、幼稚園教頭としている自治体が多数あることから、改めるものでございます。

12ページを御覧ください。

専決第3号「福知山市立幼稚園園則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

先ほどの「主任教諭」を「教頭」とすることによりまして、関連する園則の第5条を改正するものでございます。13ページにあります新旧対照表の第5条第2項と第4項にそれぞれあります「主任教諭」を「教頭」に改めるものでございます。

19ページを御覧ください。

専決第4号「福知山市教育委員会基本規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

今般の機構改革による教育委員会組織の変更と、教育委員会事務局各課の事務分掌が変更になりましたので、改正するものでございます。22ページにあります新旧対照表の第10条に(事務局の組織)の規定があり、生涯学習課の「人権教育係」「文化財保護係」が、市長部局に移りましたので、削除をしております。

第11条(事務局の事務分掌)の教育総務課の事務の第4号から第6号につきまして「幼稚園」については、補助執行になりますので「幼稚園を除く。」と加えたこと、また、23ページにあります第8号「幼児の就園に関する事」について、削除をしております。

生涯学習課の事務の第3号「人権教育に関する事」第7号「文化財保護に関する事」第8号「文化財施設の整備に関する事」については、補助執行になりますので、削除をしております。

以上、3月29日付で専決処分をしました専決第1号から第4号につきまして、一括で御説明いたしました。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

端野教育長

御質問、御意見はありませんか。

和田委員

専決第2号の規則改正について「主任教諭」を「教頭」に改めるとの説明がありました。学校の校長並びに教頭というのは、管理職試験を受けられ、その職についておられますが、幼稚園の園長並びに教頭については、市の人事担当課が、能力や経験年数などで判断をされています。例えば、主任について、人事担当課が能力や経験年数などで上げていくというのは理解できますが、それとはニュアンスが違うように思います。単に「主任教諭」を「教頭」に改めるとのことだけでよいのか疑問を持ちましたので、教えていただきたいと思います。

藤田次長兼教育総務課長

長らく「主任教諭」としておりましたので、違和感といたしますか、学校と同様に考えるというのは、御指摘のとおりだと思います。市職員の人事につきましては、試験を受けて昇格するわけではありません。人事のさまざまな要素で、職に充てるということでございますので、職員の昇格といたしますか、補職につきましては、これまでどおりの基準でいたすこととなります。教頭になったので、学校に準じて、何か専攻をとったことも一切ございませんし、給料表についても一般職員と同じです。最初のうちは、なじみも薄いかもしれませんが、御心配いただいたことが、起こらないように配慮していきたいと思っております。

和田委員

幼稚園が教育委員会に所管されていたときは、人事や日ごろの幼稚園での先生方の勤務状態について、教育長の目が届いていたと思います。人事については、教育長と人事担当課の協議があったと思いますが、今後、全くなくなるということに不安を感じます。

倉橋委員

幼稚園の主任教諭というのは、各園1人しかいなかったのかという

ことをお聞きしたい。

教頭という職名をつけたわけですが、次の年に教諭になることがあるのかをお聞きしたい。

将来的に、こども園になった場合、保育園と幼稚園が並立することもありうると思いますが、そういった場合、主任と教頭の使い分けがどうなるのか、他市町の情報を知っておられましたら、どのような仕組みになっているのかを教えてください。

藤田次長兼教育総務課長

園に園長が1人、主任教諭が1人になります。園長は、園全般の運営をしますし、主任教諭は、3歳児、4歳児、5歳児クラスのまとめ役として、教頭先生のような役割になります。その仕事内容は変わらず、人員も変わらず、主任教諭を教頭にしたということで、何ら変わりはありません。

こども園について、今後どうなるのかといったことはありませんが、市長公約にありました、幼稚園の預かり保育や給食について、現在の制度の中で検討を進めております。こども園に変えますと、その辺がぐんと、しやすくなるのではないかと思います。公約だけを抜き出し実現するには、こども園は近道かもしれないというのは、私たちが思いますが、だからこども園にするという方針を、現在、市長は言っておられませんし、今後の協議になると思います。

今回、子ども政策室で事務を補助執行させることになりましたが、福知山市の子どもをどのように処遇していくのかということ論議する子ども・子育て会議の中で、協議していくように移っていくと思います。こども園につきましても、その会議において、詳細を決めていくことに、制度上なっておりますので、その話が進むのであれば、論議されると思います。また、幼稚園の定員問題についても、論議が出ております。毎年、抽選になっておりますが、幼稚園の定員についても、会議の中で、民間の能力がどうであるのか、公立だけが定員をふやしてどうなのかということ、官民の調整も合わせての議論になるといったことをございます。事務局を子ども政策室が持っておりますので、そういった意味では、その分野についても一体的に議論ができるのではないかと思います。

倉橋委員

今の議論に含めながら、来年の幼稚園の募集には、教育委員会は、関わらないのですか。

また、先ほども言いましたが、本人の希望や特別なことがない限りは、教頭になれば教諭に戻ることはないということによいのですか。

藤田次長兼教育総務課長

特別なことがない限りは、教諭に戻ることはありません。

幼稚園の募集や結果については、教育委員会会議で担当課より提案いただくこととなります。

端野教育長

他に御質問はありますか。

和田委員

教頭に名前を変更するのは、教育委員会が提案したのか、子ども政策室からの提案なのかを教えてください。

藤田次長兼教育総務課長

教育委員会の提案になります。学校教育法に幼稚園職員の職名についての規定がありますが、基本的には園長、教頭、教諭、その他の職員と、大まかに決められております。そういったことから、教頭というのがポピュラーではありますし、薬剤師についての規則改正がありましたので、この際に改めるということで、改正させていただいたということです。

端野教育長

幼稚園も学校であるということで、小学校、中学校の教頭職と全く変わりはありません。ただ、対象である子どもが、幼稚園、小学校、中学校の違いもありますし、教育課程の編成についても違いますし、そのあたりの違いから、当然、教頭職としての職務内容も変わってくる部分があるかも知れません。登用についての試験は、今のところは、ないのですが、主任教諭であったものが教頭になるということです。職名の変更だけではなく、幼稚園と保育園について、平成30年4月1日から幼稚園要領、保育指針が完全実施になり、これまでの内容と若干変わった部分もあり、それらを十分に理解したうえで、園長や教頭の資質が、職名が変わるだけではなく、一段とレベルアップが必要になった段階であると私は思っております。したがって、教育委員会の手を離れましたが、目は離れていないと理解をしています。ですから、園長会に、担当指導主事が参加し、お話をさせていただきますし、園訪問等についても、教育分野として訪問をさせていただき、指導についても、そのようにさせていただきます。また、不安な部分が出てくるかも知れませんが、そのような思いでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。他に御質問はありますか。

塩見委員

幼稚園が3年保育になりましたが、幼稚園の先生方から、養護教諭を配置してほしいという希望は出ていませんか。

藤田次長兼教育総務課長

特には聞いておりません。

塩見委員

3歳から5歳までの子どもたちを預かっておられ、園児数も多くなる中で、よく対応しておられると思ひます。他市において、原因不明の伝染病かわかりませんが、死亡事象がありました。原因が特定できないことや、さまざまなことが起こり得るこの世の中で、より専門性の高い養護教諭を希望されるのではないかと思ひました。

田中部長

幼稚園の保健につきましては、学校教育課保健体育係に、養護教諭の資格を持った職員が配置され、対応してきました。4月からは、子ども政策室に、保健師が複数おりますので、そちらでまずは対応するというところで動いております。御意見いただきましたことは、大変重要な話であると思ひますので、子ども政策室に検討いただくよう申し伝えてまいりたいと思ひます。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第1号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に、議第2号「福知山市社会教育委員の委嘱について」説明をお願いします。

(2) 議第2号 (福知山市社会教育委員の委嘱について)

崎山次長兼生涯学習課長 ～資料に基づき説明～

「福知山市社会教育委員の委嘱について」御説明いたします。
資料につきましては、会議案32ページから33ページまでとなります。

33ページを御覧ください。

社会教育委員につきましては、2年任期で10名の定員でお世話になっております。今回、平成30年3月31日付けで、第17期が任期終了となりましたので、新たにお願いをするものでございます。第17期でお世話になっておりました4名の方が、職場の異動や御辞退ということで退任をされます。名簿にあります4名の方は、第16期からの方もありますが、第17期に2年間お世話になった方で、今回、再任としまして第18期についても約2年間、平成32年3月31日までを任期としてお世話になりたいと思っております。残りの4名ないし6名の方につきましては、現在、候補者を考えておりますが、決まりましたら、5月か6月の定例教育委員会会議にて、改めてお世話になりたいと思います。

といいますのは、この時期に中丹教育局や京都府の社会教育委員会があり、そこでの事業が進んでいくことや役員として参画いただくこともありますので、取り急ぎ、再任いただく4名については、御承認いただきたいということで、お願いをするものです。
よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

和田委員 現在、社会教育委員としてお世話になっている方が8名、そのうち4名が退任され、4名が再任、あとは選考中ということですが、社会教育、生涯学習の取り組みを少しでも広めるような意見がいただける方、幅広い視野を持った方の選考も考えていただき、条例で定数は10名となっていますので、最大の10名の方に委嘱していただいて、社会教育が発展する提言をいただけたらと感想を持っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

崎山次長兼生涯学習課長

御意見いただきましたような視点で、委員さんについてはお願いし

ていきたいと思っております。適当な方がおられましたら、10名に近い形でお世話になりたいといった思いは持っております。次回の定例教育委員会会議にて、御報告できると思っておりますので、よろしくお願いたします。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第2号について承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に報告・説明事項の教育長後援承認事項について説明をお願いします。

6 教育委員会 報告事項

(1) 福知山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について（教委教育長訓令甲）

藤田次長兼教育総務課長 ～資料に基づき説明～

会議案35ページを御覧ください。

福知山市教育委員会事務決裁規程の一部改正ですが、訓令という形で出しております。指揮命令する例規ではございますけれども、規則ほどではないということで、規程という形で定めているもので、その一部を改正するものです。

先ほどの規則改正でも申し上げておりますが、機構改革等によるもので、39ページにあります新旧対照表で御説明いたします。

第2条（定義）の第10号 学校職員の幼稚園の部分削除し、幼稚園に勤務する市費負担の職員については、事務の補助執行の関係等を考え、新たに第11号として学校と切り離し、定義をし直したということでございます。

第5条の2（理事の専決事項）の第2号に「幼稚園長の職務に専念する義務の免除に関する事」がございましたが、補助執行の部分になりますので、削除をしております。

40ページを御覧ください。

第7条（教育総務課長の専決事項）また、第8条（学校教育課長の専決事項）がありますが、それぞれ幼稚園の部分削除をしております。

第9条（生涯学習課長の専決事項）の第4号に「夜久野町化石・郷土資料館、日本の鬼の交流博物館及び鬼文化研究所の管理に関する事」がございましたが、補助執行の部分になりますので、削除をしております。

41ページを御覧ください。

第13条（鬼の交流博物館長の専決事項）につきましても、補助執行の部分になりますので、削除をしております。

第15条（学校長及び幼稚園長の専決事項）につきましても、幼稚園の部分削除をしております。

42ページを御覧ください。

第20条（学校長及び幼稚園長が不在のときの代決）につきましても、幼稚園の部分を削除しております。

43ページを御覧ください。

これまで補助執行の部分を削除してきたわけですが、補助執行の事務の専決事項につきましても、市長部局にはない事務であり、教育委員会で定める必要があることから、第24条（補助執行させる場合の専決事項）に、それぞれの事務の専決事項について、規定し直しております。

44ページを御覧ください。

第25条（幼稚園長が不在のときの代決）として「幼稚園長が不在のときは、教頭が代決することができる」と定めております。

以上でございます。

端野教育長 このことについて御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 それでは、次の報告事項をお願いします。

（2）平成30年度「教職員の早退勤デー」と「ノー部活デー（部活動休止日）」の実施について

小田次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

資料につきましては、会議案50ページから63ページまでとなります。

50ページを御覧ください。

平成30年度「教職員の早退勤デー」と「土日の部活動休止日」の実施について御説明いたします。

国を挙げて働き方改革の取り組みが進められる中、学校教職員の長時間勤務が大きな問題となり、教職員の時間外勤務の縮減や業務負担の軽減が課題となっています。そういったことが、教職員の心身の健康保持だけではなく、児童生徒と向き合える時間を確保し、ひいては、教育の質の向上につながるものであるという認識の上から取り組みをしていくもので、平成30年度から本格実施として行うということでございます。

これまでの経過につきましては、昨年の9月6日に、府教委から「部活動における休養日の設定について」の通知がございました。9月21日に、市教委から各学校に「教職員の早退勤デーと土日の部活動休止日の試行実施について」10月から隔週で行うよう通知しております。その後、3月29日に、市教委から「教職員の早退勤デーと土日の部活休止日の徹底について」通知しております。

3月30日に、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されたことを踏まえまして、4月12日に、市教委から「教職員の早退勤デーとノー部活デー（部活動休止日）の実施について」各学校への通知並びに保護者向けの周知チラシを配布しております。51ページから52ページに、学校長への通知文、53ページに、保護者への周知チラシを添付しております。

また、4月20日に、京都府の「部活動指導指針」が策定され、4

月20日付で、学校や各教育委員会に通知されております。このようなことで、4月から本格実施ということでございます。

内容につきましては、52ページにありますように「教職員の早退勤デー」については、小・中学校が対象でございます。各校で週1日以上早退勤デーを設定し、急な用務等で早退できない教職員については、後日振りかえる措置も示しているところでございます。

「ノー部活デー（部活動休止日）」については、中学校が対象でございます。これは運動部だけではなく文化部も含めた形でございます。学期中は、週当たり2日以上休養日を設けるとして、平日は、少なくとも1日、土日は、少なくとも1日以上を設定するとし、週2日以上休養日を設けます。また、長期休業中についても、学期中に準じた扱いとするとしております。

1日の活動時間は、長くとも原則平日では2時間30分以内、学校の休業日及び長期休業中は3時間30分以内とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うということで、通知しているところでございます。

先ほど申し上げましたように、3月30日に、国のガイドライン、4月20日に、京都府の部活動指導指針が策定されたところですが、今後につきましては、福知山市教育委員会としまして「福知山市立中学校に係る部活動指導の方針」の策定、その後、各学校の「部活動に係る方針」の策定を予定しており、これに基づき、働き方改革の一環としての活動、取り組みを行っていただきたいと考えております。

端野教育長

このことについて御質問はありませんか。

和田委員

お示しいただいた書面でいきますと、福知山市の教職員の時間外勤務の何%が削減できることになりますか。

森山理事

働き方改革については、校長会で話をしています。平成28年度と平成29年度の超過勤務の状況を調べますと、少ししか減っていません。月60時間以上、80時間以上、100時間以上ある方は、名前を報告していただいておりますが、その数が少ししか減っていません。平成28年度は、60時間以上がゼロであったのに、平成29年度は、50人ふえていました。それは、きちんと把握ができていなかったということです。

中学校で、100時間超えが多いのですが、その理由のひとつとしては、部活動です。何%かまだ明言できませんけれども、2、3割は減らしていきたいと思っておりますし、特に100時間を超える方は、ゼロにしていきたいと思っております。

和田委員

超過勤務や自主的にお世話になっている取り組みなど、いろいろとありますので、どれを指しているのか、よくわからない部分があります。例えば、部活動は、超過勤務4項目には入っておりませんので、そのように理解をすれば、部活動は、自主活動であろうと思われれます。

この日は必ず17時になったら帰るといった規定の部分、また、個々の先生方の意識の問題等があると思っておりますが、行政からおろしてい

く手法とあわせまして、先生方の個々の意識の問題について、どのように並行しておられるのでしょうか。

森山理事

平日は、下校時間がありますので、ある程度制限がかかっています。部活動は、教育課程内ではありませんが、教育課程外の教育活動であり、部活動によって、集団性等、さまざま鍛える部分があります。ただ、やり過ぎると子どもたちは疲れてけがをしますし、教師も疲れますので、二面性があります。その中で、土日の部活動については、教師によって大きな差があります。一定枠をかけるために、こういった縛りを考えていただいたらよいのと、盆と正月以外は練習をするということではなく、限られた時間の中で、効率を上げるということが、部活動の正しいやり方だと思いますので、意識の転換を含めて取り組んでいただきたいと思いますし、校長から伝えてほしいと思っています。

和田委員

部活動の時間だけを切っていったら、中丹大会、府大会はそのままなので、早朝に部活動の時間が設定されたり、いろいろなところで時間が延びたりするようなことになり、その負担が子どもたちにかからないかということ、また、中体連の組織、大会の組織を見直そうとすることになっているのかを教えてください。

森山理事

京都府の部活動指針には書いてないことがありまして、51ページの学校長への通知文に「中学校の部活実施に関わって、中体連主催の大会実施月のノー部活デーについては、現在対応検討中である」とあります。大会前は、詰めて練習をしたい、練習試合をしたいといったことが、当然出てきます。ですから、通常時は、土日1日と平日1日を休養日として設定し、大会前については、練習ができるように一定の期間を設けたいと考えております。現在、作成中の「福知山市立中学校に係る部活動指導の方針」に盛り込むよう考えています。ただ、部活動を負担に思われている先生もおられますので、ふだんはしっかり休み、大会前は集中するといった、メリハリをつけたルールをつくりたいと思います。

倉橋委員

働き方改革と合わせて、国がとんでもなく大きな変革をしようと思いましたが、部活動を学校教育から外すということになりますが、外さなかったのは、部活動の位置づけを教育として、伝統的、歴史的に生かされてきたことを、いききらなかったといえますか、生かすほうが大事だと考えたのだと思います。

そうなりますと、必然的に、中丹大会、府大会、全国大会については、なくならないですし、教師のやりたい気持ちが大いにあるというのもなくならないですし、全体には大きな変化は、起きないだろうと想像します。

ですから、そういった縛りは必要ですし、せざるを得ないだろうと思いますが、一方で、スキルアップコーチや外部指導者を充実していかないと、大きな変化は起きないと思いますので、国や府の方向に変化があったのか、ないのかを聞かせていただきたいと思います。

森山理事

府の方向として、スキルアップコーチを導入していこうという声は

出ており、指導時間は、年間で約200時間、補助金が出るということです。これまでの外部指導者とは違い、引率や大会のコーチができる人を入れてもよいということですが、3分の1は国が、3分の1は府が、残りの3分の1を市が負担する制度になりますので、財政状況を考慮し、今年は1人分の予算となっています。府の基準が厳しく、必ず教員免許を持っている等、いろいろな条件がありますが、成和中学校に、体育の非常勤講師として、週20時間入っていただくことになりましたので、野球部のスキルアップコーチも兼ねてお願いをしております。今後、ふやしていきたいと思いますが、現在、1人からスタートしています。

- 倉橋委員 スキルアップコーチは、もっとふえていかなければなりませんし、外部指導者の弊害もたくさんあると思います。外部指導者を各学校がどの程度依頼し、対する補助がどうなっているのか、そういった人の講習について、学校教育とのかかわりの部分の基本的なことについて、抑えられる方法が、現実には動いていないと思いますので、その辺りのことを教えていただきたい。
- 森山理事 外部指導者の支援につきましては、市が持っている部分と府が持っている部分があります。府から出している外部指導者につきましては、研修する機会を持ってありますが、強制ではありませんので、全体とはなっていません。外部指導者の人数そのものは、各校2名程度おり、15名程度で全体ではお願いをしておりますが、協会や地元におられる方をお願いするケースが多いと思います。どの方についても、よく学校を知っておられますので、トラブルは起きてはいない状況です。
- 倉橋委員 働き方改革と合わせながら、その辺の内容充実、人数的な問題も含めまして、検討していかなければならないと思います。
- 森山理事 部活動の指導者には、いろいろな先生がおられます。担当する部活についてプレッシャーを感じられたり、自信がない方もおられます。学校の中で、部活動顧問同士の向上を図る、部活動がはじめの場にならないよう、校長がしっかり見て把握するといったあたりについても、市の部活動方針に入れていきたいと思っています。
- 端野教育長 他に御質問はありますか。
- 大槻委員 保護者へは、既に配布されているのですか。
- 森山理事 先週の1週間が配布期間に当たりまして、遅くとも20日までには配布をしていただきます。
- 大槻委員 賛同される保護者の方もあれば、今までどおりという方もおられると思いますが、子どもたちからはどんな声が出ていますか。
- 森山理事 まだ、そこまでは把握しておりません。昨年度の10月から試行と

ということで、2週間に1回の実施としており、その動きの中での本格実施という受けとめではあると思います。

大槻委員 いつも思いますのは、福知山、京都府、全国と足並みをそろえていただきたいと思います。こういった国を挙げての働き方改革に伴うノー部活デー設定については、非常によいことだと思いますが、学校によって対応が違いますと、不公平感が出てきて、次に進めないということもありますので、徹底していただきたいと思いますのと、そこで生み出された時間について、先生も子どもも、よい時間が過ごせるようになればよいと思います。

森山理事 具体的に言いますと、ノー部活デーを平日に設定すれば、その日は部活ができませんので、早退勤デーとするよう考えています。学校によって不公平が出てはいけませんので、春季大会については、校長会におきまして、9校で統一し、特別に対応しました。陸上の市総体についても、6月2日にありますので、暫定措置をとりたいと思います。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 結論的に今で終わりということではなしに、恐らくこれからも続くと思います。これまでも、こういった通知やお願い文を出しましたが、ほとんど反応がない状況です。今後、そういった声が出るかもわかりません。そういったことで、本格実施に入りましたので、教職員の勤務実態をきちんと把握し、その後、どうするかについては、大きな課題としてありますが、その方向で進めるというところです。御意見がありました削減の割合につきましては、府の計画で目標として上がっておりますので、今後、把握した段階で、現実どうであったのかを把握していくことになると思います。それでは、次の報告事項をお願いします。

(3) 教育長後援承認事項について

由里教育総務課長補佐兼企画管理係長 ～資料に基づき報告～

- No.1 河川愛護に関する作文募集
- No.2 J A 京都にのくに「親と子の交通安全ミュージカル」魔法園児 マモルワタル
- No.3 2018 京都サンガ F.C. ホームゲーム小中高校生招待事業
- No.4 第67回福知山市クラブ対抗陸上競技大会
- No.5 第69回福知山市陸上競技選手権大会
- No.6 合唱団セレーノ・ヴォーチェ創立30周年記念コンサート
- No.7 第55回教育者研究会 京都北部会場
- No.8 みわこどもまつり

端野教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

和田委員 No.3について、10回以上の後援ということで、内容的にはふさわ

しいものですので、何も申すところはありませんが、後援依頼理由について、書き方を考えていただいたほうがよいのではないかと思います。この理由では、案内チラシを配布するために、教育委員会の名義を貸すということになりますので、決裁をされるときには、後援理由についてもしっかりと読んでいただきたいと思います。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 承認いただいているということで、事後承認とさせていただきます。

(4) 子どもの読書活動推進フォーラムについて
浅田図書館長 ～資料に基づき説明～

「子どもの読書活動推進フォーラム」を御覧ください。
昨日、東京で開催されました、子どもの読書活動推進フォーラムにおきまして「子どもの読書活動優秀実践図書館」として、文部科学大臣表彰を受賞いたしました。
子どもの読書活動の推進に資するため、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について、優れた実践を行っている学校、図書館、団体及び個人の方について、平成14年度から文部科学省が表彰をしているものです。
大変記念すべき表彰をいただきましたので、今回、御報告させていただきました。
今後につきましては、より一層、子どもたちが生涯にわたり、本を好きになったり、楽しむことのできる取り組みをスタッフ全員で進めてまいり、市内外の多くの方に愛される図書館を目指してまいりたいと考えております。

端野教育長 このことについて御質問はありますか。

全委員 特になし。

7 閉会

端野教育長が閉会を宣言。